

杉並区立西宮中学校

いじめ防止基本方針

令和2年12月18日
令和6年11月20日 改定

平成29年8月	杉並区いじめ防止対策推進基本方針	(杉並区教育委員会)
平成29年8月	いじめ対応マニュアル	(杉並区教育委員会)
令和6年8月改定	杉並区いじめ防止対策推進基本方針	(杉並区教育委員会)
令和6年8月改定	いじめ対応マニュアル	(杉並区教育委員会)

○ 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

東京都および杉並区いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、学校におけるいじめ問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的の下、東京都（以下「都」という。）、区市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号。以下「条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

1 いじめについての理解

(1) いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪があっただけでは、安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間等が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害及び加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視深く観察する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為によりその心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至るまで、被害生徒の安心・安全を確保する責任解消に至るまで、被害生徒の安心・安全を確保する責任がある。学校いじめ対策委員会。学校いじめ対策委員会においては、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態は、あくまでも一つの段階にすぎない。「解消している」段階に至った後でも、いじめが再発することも十分にあり得ることを踏まえて、学校の教職員は、いじめの被害生徒と加害生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、都、学校の設置者及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

(1) いじめを生まない、許さない学校をつくる

いじめが生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを踏まえ、全ての生徒が安心して学習に取り組むことができるよう、いじめを許さないという教職員としての意識向上を図るとともに、学校がいじめ問題に組織的に対応できる校内体制を整備する。

(2) 生徒の主体的な行動を促す

いじめ問題について生徒が自ら考え行動する学校へ

生徒がいじめに関する理解を深め、いじめをしない、いじめを放置しないなど、いじめを自分たち問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要である。

いじめに関する生徒の理解を深める。

生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業、生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応を行う

学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。

また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(4) 家庭・地域・関係機関と連携した取組を進める

家庭・地域・関係機関との連携による安心な学校へ

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、生徒をいじめから保護する。

また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

3 西宮中学校における取組

(1) 西宮中学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を参酌し、その西宮中学校の実情に応じ、「西宮中学校いじめ防止基本方針」を定める。

(2) 『いじめ防止校内委員会』の設置

- (ア) 学校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための上記の組織の構成員を校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、関係教員、養護教諭、スクールカウンセラー等とする。必要に応じてSSWや、弁護士、警察官経験者（スクールサポーター）、子供家庭支援センター職員等も加える。
- (イ) 重大事態が発生した場合には、杉並区教育委員会との協議を行い、杉並区教育委員会又は西宮中学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、杉並区教育委員会等と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び、「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

(ア) 未然防止

- ・全教育活動において「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体への醸成
- ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成（年3回以上のいじめに関する授業の実施）
- ・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ・Q-Uテストの結果を分析することで、各学級集団と個人の状態を把握しいじめがおきにくい集団づくりに取り組む
- ・ソーシャルスキルトレーニングと構成的グループエンカウンターの手法を活用し、生徒同士が互いに安心して学校生活を送れる集団づくりの実施
- ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上（年3回の校内研修の実施）
- ・生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動の推進
- ・11月におしゃべりウィークを行い、生徒と教員が相談しやすい環境の整備

(イ) 早期発見

- ・「ふれあい月間」の機会を捉え年3回、「いじめアンケート」調査（保存期間を原則3年とする）を実施する。教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・保健室、相談室等の利用及びスクールカウンセラー電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有

(ウ) 早期対応

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- ・いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全の確保
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた生徒への指導
- ・いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
- ・保護者への支援・助言
- ・保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察への相談

4 いじめ重大事態への対処

(1) いじめの重大事態とは

ア 重大事態の定義

いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」の2つの場合をいう。

(ア) 生命心身財産重大事態

いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめを受けた生徒の状態に着目して判断する。想定される例として、次のような場合が挙げられる。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ) 不登校重大事態

いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」は、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査を開始する。

イ 重大事態かどうかを判断する際の注意事項

(ア) 事実関係が確定していなくても、重大事態に該当する対応が遅れれば取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、「疑い」があると認めた時点で、速やかに重大事態としての対応を行う。

(イ) 被害生徒やその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」との申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応を行う。その申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の調査の目的

重大事態の調査は、重大事態に至った経緯や背景事情を含めたいじめの事実関係を明らかにすることにより、その重大事態への対処や、同種の事態が再び発生することを防止することを目的として行う。民事・刑事上の責任追及や、その他の争訟などへの対応を直接の目的としているものではない。なお、被害生徒や保護者が調査を望まない場合でも、学校や教育委員会は、可能な限り自らの対応を振り返って検証し、再発防止に努める必要がある。そのような場合には、被害生徒と保護者の意向にも配慮しながら、調査方法を工夫して調査を進める。

(3) 重大事態が発生した場合の学校の対応

ア 重大事態発生時の報告

学校は、いじめの重大事態が発生したときは、直ちに済美教育センター教育SATに一報を入れた上、速やかに「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について」を教育委員会に提出する。

イ 資料の収集・整理

学校は、いじめの重大事態が発生したときは、学校が定期的実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ対策委員会の会議録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録など、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理を行う。

ウ 調査の実施への協力

いじめの重大事態が発生した場合、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、「杉並区いじめ問題対策委員会」が行う調査に学校は協力する。

エ 調査結果等の報告と提供

調査結果については、以下の順序で対応を行う。

(ア) 被害生徒やその保護者への情報提供

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、被害生徒やその保護者に説明する。

(イ) 区長等への報告

「杉並区いじめ問題対策委員会」は、文書をもって、教育委員会教育長に調査結果を報告する。当該文書を受理した教育長は、この文書等により教育委員会定例会等において調査結果を報告するとともに、当該文書を写しとして添付した文書を区長に提出する。

(ウ) 調査結果の公表

当該の学校やその関係者だけでなく、社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機とするため、個人情報観点から留意しつつ調査結果を公表する。

オ 調査結果を踏まえた対応

学校と教育委員会は、調査の結果をふまえて、被害生徒への支援や加害生徒への指導などの対応を行う。また、それまでの対応について検証し、再発防止策を検討する。

カ 学校としての具体的な取り組み

- ・ いじめられた生徒の安全の確保
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・ 関係機関、専門家等との相談・連携
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び「杉並区いじめ問題対策委員会」のいじめ調査への協力
- ・ 重大事態発生についての教育委員会又は区長への報告
- ・ 重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）への協力